

鎌倉市共生社会の実現を目指す条例

年齢、性別、性的指向や性自認、障害や病気の有無、家族のかたち、職業、経済状況、国籍、文化的背景などが異なる多様な人々が尊重される「共生社会」の実現を目指す条例。市の責務として「共生社会の実現に向けた取組を推進するための施策を総合的かつ計画的に実施する」ことを定めている。

特集

ダイバーシティの推進と自治体

1 条例制定に当たって

鎌倉市は、古都観光地、リゾート地、ベッドタウン、起業家コミュニティなど、様々な顔を有し、定住人口、交流人口、関係人口の三者が入り混じるにぎわいの絶えない自治体です。市民の価値観は様々で、伝統的な考えと革新的な考えが同居する、多様性の豊かな地域となっています。

しかし、そういった豊かさがクローズアップされる一方で、自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる市民もいます。目に見える事柄はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない一人一人の生きにくさに気づき、誰一人取り残さない社会を築いていくために、本市では、共生社会の推進に向けて、障害者・子ども・高齢者福祉、貧困・マイノリティ支援、健康づくりなど、様々な取組を始めています。

そうした中、本市は、平成31年4月に、全ての人がお互いに人格、個性、多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合える環境がある共生社会の方向性を明文化するため、政策の象徴ともなる「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」（以下「条例」という。）を施行し



鎌倉市健康福祉部地域共生課
担当課長 内藤 克子

2 誰を対象とするか

ました。市として共生社会を目指していくことを明示し、市全体の取組の土台となる共通認識として、本条例を位置付けています。

条例検討は、障害者差別解消法の射程にならない人たちへの理解や支援をどう考え、組み立てていくかというところから始まりました。共生社会推進検討委員会（以下「委員会」という。）の議論の中で、生きにくさや何らかの困難に直面しているあらゆる人を対象に、誰もが安心して暮らせる社会を描き、それに向けて、市の責務を規定することが決まってきました。①個性が尊重され、②暮らしの中で支え合いがあり、③自らが望む形で社会参加できることを、共生社会の推進に当たっての基本理念としました。

委員会では、まず、共生社会の範囲をどこ

まで広げるかについて、様々な考えがありました。場面や時代が変われば、共生社会の実現を阻むものも変わります。理想的な社会を具体的に思い描くことは、それ以上の可能性をつぶすことにもつながります。共生社会の推進とは、本来、終わりのないマラソンのようなものであるのに、条例で「共生社会」を定義して自らゴールを決めることは、地域の可能性を狭めてしまうのではないかという葛藤もありました。

観光地として、観光客を対象に含めるかについても議論が白熱しました。最終的には、「暮らして心地良いまちが、訪れて心地良いまち」という考えから、市民にとっての共生社会を実現することであらゆる人にとつての共生社会が実現できるとの結論に達しました。

3 条例の内容・設計

条例では、共生社会の実現のための市の施策として、①共生の意識の形成、②情報授受の手段の多様化、③社会基盤施設等の整備、④共生の地域づくり、⑤推進体制の構築・具体的施策の改善を定め、これらの施策が、合理的配慮のできる地域づくりにつながるよう取り組むこととしています。また、一般的な新型コロナウイルス感染症の影響でも明らかのように、非常時には社会的弱者や要支援者へ

の負荷がより大きくなることから、災害時や防災対策における多様性に配慮した支援をすることと、これらの施策を他の条例や行政計画に反映し、実施していくことなども併せて定めています。

委員会の議論を踏まえ、共生社会の定義を、「市民一人一人が、お互いを尊重し合い、支え合い、多様性を認め、自らが望む形で社会

との関わりを持ち、生涯にわたって安心して自分らしく暮らすことのできる社会」としました。中でも関心の高かったのが合理的配慮の在り方で、最終的に合理的配慮についても定義しました。市の努力だけでは共生社会は実現できないことから、市、市民、事業者が一体となって取り組んでいけるよう、基本的施策において、共生の地域づくりを活性化さ

条例前文

「すべて国民は、個人として尊重される。」からはじまる日本国憲法第13条は、個人^{個人}の尊厳及び幸福追求権について規定^{規定}しています。

私たちの年齢、^{年齢}性別、^{性別}性的指向や性自認、^{性的指向や性自認}障害及び病気の有無、家族のかたち、^{障害及び病気の有無、家族のかたち}職業、^{職業}経済状況、^{経済状況}国籍、^{国籍}文化的背景などは、それぞれ異なります。

多様な人々が尊重され、どのような立場になろうとも、自分らしくいられる社会が、私たちの目指す共生社会です。

近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう。自分らしく生活したくとも、多くの人にとっての「ふつう」や「当たり前」^{当たり前}を前提とした社会に、生きにくさや居心地の悪さを感じる人^人がいます。

「ふつう」や「当たり前」の意味は、人によって違う^{人によって違う}からです。互いの違いを思いやり、配慮することで、人はみな、共に生きられます。

目に見える事物はもとより、目に見えない、あるいは言葉にできない生きにくさ^{生きにくさ}に気づくことが、共生社会の一步となります。

私たちは、多様性を認め、互いを思い、自分らしく^{自分らしく}安心して暮らせる社会を、鎌倉市において実現^{実現}するために、この条例を制定します。

鎌倉市は、「鎌倉市共生社会の実現を目指す条例」を制定しました。

せるための施策を丁寧に書き込みました。

情報量の多い議論を条文に落とし込んでいくのは、困難を極めました。条例の仕上げには、自治体で法務経験のある大学教員と、議員経験のある弁護士との2人の委員が、技術面を手厚くサポートしてくださいました。新しい挑戦的な条例を策定するに当たっては、こういった専門的なサポートが不可欠であると感

じるとともに、御尽力に感謝しています。

本条例には、前文があります。市民や当事者にも審議に参加していただく中で、「近くにいる人の生きにくさに思いをめぐらせてみましょう」という平易な投げ掛けの文章が提案されました。条例らしからぬ表現には最後まで賛否がありました。生の声が行き交う議論の手触りを残す文章として、採用しました。委員会での熱心な議論の記録はすべて公開しておりますので、市HPをご覧ください。

4 条例に基づく取組

条例の施行に伴い、昨年度策定された第3次鎌倉市総合計画第4期基本計画実施計画で、「SDGs」、「共創」、「共生」の3つの柱を掲げました。条例に基づき、本市の基本計画実施計画に共生の視点が反映され、共生に配慮した取組が行われていきます。

また、障害者2000人雇用の取組、パ






トナーシップ宣誓制度の開始、かまくらっ子発達支援サポーターの養成、いろんなカタチ新聞の発行、バリアフリーに配慮した海水浴場の設営、福祉総合相談窓口の開設等、条例制定と前後して、共生社会の推進に向けた様々な取組も始まっています。

条例制定後、条例を所管する地域共生課では、「共生の視点に立った窓口対応マニュアル」を作成し、様々な支援を見える化した「サインボード」を市役所本庁舎及び分庁舎の窓

口等に配置し、職員への研修を行いました。また、条例を説明するパンフレットを作成し、市役所や行政センター等に配架、民生委員・児童委員、地域包括支援センターに配布したほか、鎌倉市立小・中学校を通じて全教員に説明・配布し、学校での活用を依頼しました。

市民が共生の意識を形成するに当たっては、学校における児童・生徒への理解・啓発及び合理的配慮も欠かせません。特別支援学級の教員を対象に、合理的配慮に関する研修

共生社会を実現するために、私たちが取り組むこと

<p>個性や多様性について理解を深めましょう</p> 	<p>【共生の意識づくり】</p> <p>市は、共生社会について学ぶ機会を設けたり、広報紙、講演会などを通じて啓発・広報活動を行います。</p>
<p>相手の立場にたったコミュニケーションを工夫しましょう</p> 	<p>【情報のやりとり】</p> <p>市は、必要な情報をやりとりできるよう、わかりやすい情報提供を行うとともに、公共の場でのコミュニケーション手段を多様化します。</p>
<p>多様な人たちがくらしやすいまちを考えてみましょう</p> 	<p>【社会基盤の整備】</p> <p>市は、安全で安心した生活を送れるよう、道路の段差解消や歩道の整備などを行うほか、バリアフリーに配慮した施設整備などに向けて、事業者への働きかけを行います。</p>
<p>地域での支え合いを増やしましょう</p> 	<p>【共生の地域づくり】</p> <p>市は、共生の地域づくりが進むよう市民・事業者と連携し、支援します。 市は、困りごとを抱えている人に対して、よりよい支援ができるよう取り組みます。</p>
<p>いざというときも安心できるよう、協力し合いましょう</p> 	<p>【災害等への対応】</p> <p>市は、災害時に、市民や市内にいる観光客などの滞在者が身を守るために、多様性に配慮した支援ができるよう取り組みます。</p>

“合理的配慮”が当たり前にあるまちに

を教育委員会と共催するとともに、市職員に
対しても、合理的配慮に関する研修を職員課
と共催しました。市民を対象にした講座も開
催しており、引き続き、様々な機会をとらえ
て、心のバリアをなくすとともに、毎日の暮
らしの中で見方を変えるきっかけを提供し、
だれも排除されない場面や環境、地域をつ
くっていききたいと考えています。

5 今後の展望や課題

条例制定と同時に開設した福祉総合相談窓
口は、複雑化、複合化した福祉の問題を包括
的に支援するための、相談に係る合理的配慮
の一環としての取組です。「複数の困りごと
の相談」や「相談窓口が分からない市民」を
主な対象として、相談に來た方の話をゆっく
りと聞き、内容を整理し、一緒に考えていく
ことを通じ、問題の解決を図ることを目的と
しています。

困りごとの相談に際して、市民が感じるバ
リアは多岐にわたります。自ら支援を求めな
い方、漠然とした不安を抱えていても相談す
ることを思い付かない方、何に困っているの
か自身では気付きにくい方への対応も含め、
想像力を持った幅広い対応が求められます。
見通しや他の方の相談事例が示されること
で、こういう相談をしてもいいんだと安心す

る方も少なくありません。そこで、市民が相
談先を自分で調べられるよう、冊子「かまく
らサポートリスト」や名刺サイズの「かまく
らっ子おまもりカード」を作成・配布し、リ
ストにある困りごと相談先の一覧をHPにも
掲載しています。希死念慮のある方の相談に
は、保健師と一緒に対応します。ひきこもり
の問題を抱える世帯に向けては、「鎌倉市ひ
きこもり支援マップ（かまくらサポートリス
トひきこもり支援編）」を別途作成し、神奈
川県立青少年センターの相談・支援アドバイ
ザーによるひきこもり等出張相談窓口を月2
回、開設しているほか、市独自で専門の相談
員も配置していく予定です。

今後の課題としては、市民のSOSを分野
を問わず身近な地域で受け止める包括的支援
体制の構築や、少数者と多数者のコンフリク
トをどう調整するか、多数派の市民をどのよ
うに巻き込み共に生きる当事者意識を持つて
もらうかなどがあると考えています。これら
は、特定の課の業務ではありません。条例に
よって、鎌倉市役所には共生社会の構築とい
う横軸が貫かれました。今後は、庁内の全て
の課が、条例の理念に基づき、共生社会の実
現に向け横断的に関わり、取り組んでいくこ
ととなります。

条例の理念を市職員が自らの業務に反映さ

せることで自走していけるよう、また、市民
が「生涯にわたって安心して自分らしく暮ら
せる社会」を実感できるよう、職員の意識形
成、庁内調整、包括的支援体制の構築、支え
合いの地域づくり等に、鎌倉市は、引き続き
注力していきます。

